

魚津市告示第9号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するので、同法第49条の4第3項の規定及び同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により公表する。

令和8年2月3日

魚津市長 村椿 晃

1 指定する指定緊急避難場所及び指定避難所

地区	施設名称	所在地	収容人員（人）	海拔（m）	指定避難所	指定緊急避難場所					
						津波	洪水	土砂災害	地震	大規模火災	備考
本江	魚津市立図書館	本江1940番地	112	10.4	○	○	○ 2階以上		○		洪水浸水深 0.5～ 3.0m

2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する日
公表の日